

表 水質11 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定事業場数及び有害物質貯蔵指定施設数

(平成29年3月31日現在)

水濁法施行令別 表第1の号番号	業 種 名	日平均排水量50㎡以上の特定事業場					日平均排水量50㎡未満の特定事業場					計		
		指定地域内事業場				瀬戸内法適用 区域外の地域	小計	大分市内		その他の地域		小計	特定事業場数	瀬戸内法許可 対象事業場数
		大分市内		その他の地域				瀬戸内法	水濁法	瀬戸内法	水濁法			
		瀬戸内法	水濁法	瀬戸内法	水濁法									
1の2	畜産農業又はサービス業			2		2		22		291	313	315	2	
2	畜産食料品製造業	1		4	1	6		9		45	54	60	5	
3	水産食料品製造業			5	1	6		14	1	123	138	144	6	
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業			5	5	10		27		280	307	317	5	
5	みそ、しょう油等製造業			5		5		4		77	81	86	5	
8	パン・菓子の製造業又は製あん業			2		2		3		12	15	17	2	
9	米菓製造業又はこうじ製造業							1			1	1		
10	飲料製造業			7	5	12		9		91	100	112	7	
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業							4		13	17	17		
12	動植物油脂製造業									3	3	3		
16	めん類製造業							10		25	35	35		
17	豆腐又は煮豆の製造業							58		212	270	270		
18の2	冷凍調理食品製造業									6	6	6		
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業				1	1		2		4	6	7		
21	化学繊維製造業			1		1						1	1	
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業				2	2				17	17	19		
21の3	合板製造業									1	1	1		
22	木材薬品処理業							1		6	7	7		
23	パルプ・紙又は紙加工品の製造業	3				3				1	1	4	3	
23の2	新聞業・出版業・印刷業又は製版業							11		1	12	12		
24	化学肥料製造業							1		1	2	2		
27	25号及び26号の事業以外の無機化学工業製品製造業			3		3		1		1	2	5	3	
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業							1			1	1		
30	発酵工業			1		1						1	1	
33	合成樹脂製造業			1		1		3	1		4	5	2	
34	合成ゴム製造業							1			1	1		
37	31号から36号までの事業以外の石油化学工業	3				3		2			2	5	3	
46	28号から45号までの事業以外の有機化学工業製品製造業	1				1		2		1	3	4	1	
47	医薬品製造業	1				1				1	1	2	1	
48	火薬製造業	1				1						1	1	
49	農薬製造業									1	1	1		
51	石油精製業	1				1						1	1	
51の2	自動車タイヤ若しくは自動車用チューブ等製造業	1				1						1	1	
52	皮革製造業							1			1	1		
53	ガラス又はガラス製品の製造業							2		1	3	3		
54	セメント製品製造業							26		48	74	74		
55	生コンクリート製造業			3		3		27		126	153	156	3	
58	窯業原料の精製業			2		2						2	2	
59	砕石業			1		1		4		13	17	18	1	
60	砂利採取業							10		5	15	15		
61	鉄鋼業	1				1		1		2	3	4	1	
62	非鉄金属製造業	1				1						1	1	
63	金属製品製造業又は機械器具製造業			1		1		2		7	9	10	1	
63の2	空きびん卸売業							1		1	2	2		

水濁法施行令別 表第1の号番号	業 種 名	日平均排水量50m ³ 以上の特定事業場						日平均排水量50m ³ 未満の特定事業場				計		
		指定地域内事業場				瀬戸内法適用 区域外の地域	小 計	大分市内		その他の地域		小 計	特定 事業場 数	瀬戸内法許可 対象事業場 数
		大分市内		その他の地域				瀬戸内法	水濁法	瀬戸内法	水濁法			
		瀬戸内法	水濁法	瀬戸内法	水濁法									
64	ガス供給業又はコークス製造業									1	1	1		
64の2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道							5	6	11	11			
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	3		2		1	6	12	17	29	35	5		
66	電気めつき施設			2		1	3	4	4	8	11	2		
66の3	旅館業	4		55		34	93	1	216	1,311	1,528	1,621	60	
66の4	共同調理場			2			2	2	154	156	158	2		
66の5	弁当仕出し屋又は弁当製造業							14	8	22	22			
66の6	飲食店	4		3		7	14	18	8	26	40	7		
67	洗たく業			3			3	99	162	261	264	3		
68	写真現像業			2			2	29	79	108	110	2		
68の2	病院	4		1			5	5	12	17	22	5		
69	と畜業又はへい獣取扱業					1	1	1	1	2	3			
69の3	地方卸売市場							1		1	1			
70の2	自動車分解整備事業							10	2	12	12			
71	自動式車両洗浄施設	1					1	284	344	628	629	1		
71の2	試験研究機関	2		5		1	8	1	27	2	70	100	108	10
71の3	一般廃棄物処理施設							3	16	19	19			
71の4	産業廃棄物処理施設	1					1		2	2	3	1		
71の5	トリクロロエチレン等による洗浄施設			1			1	2	3	5	6	1		
71の6	トリクロロエチレン等の蒸留施設								2	2	2			
72	し尿処理施設	14	5	31	56	16	122	4	9	1	12	26	148	50
73	下水道終末処理施設		5		23	3	31		5	1	6	37		
74	特定事業場から排出される水の処理施設	2		1			3	5	2	7	10	3		
	指定地域特定施設		41		68		109	177	157	334	443			
	計	49	51	151	147	79	477	6	1,188	5	3,790	4,989	5,466	211
	業 種 名	大分市内の有害物質貯蔵指定施設						その他の地域の有害物質貯蔵指定施設						計
	有害物質貯蔵指定施設	2						6						8

注) 2以上の業種を兼業する特定事業場においては、代表業種に属するものとみなし、1つとして数えている。

表 水質12 排水基準の概要

種類	項目	適用事業場	適用区域	適用年月	最近の改正状況	
濃 度 規 制	一律排水 基準	有害物質 Cd、Cr6+等28項目	全特定事業場	全 域	昭和46年 6月24日	平成24年5月23日（平成24年5月25日施行） 1,4-ジオキサン追加
		その他の項目 COD、BOD等15項目	日平均排水量50m ³ 以上の特定事業場	同 上	同 上	平成5年8月27日（平成5年10月1日施行） 海域の窒素、燐追加
上 乗 せ 排 水 基 準	COD、SS、油分	同 上	瀬戸内・ 入津区域	昭和49年 8月1日	平成14年12月24日（平成15年4月1日施行） 適用区域に入津追加	
総 量 規 制	総量規制 基準	COD、T-N、T-P	同 上	瀬戸内区域	昭和55年 7月1日	平成24年2月28日（平成24年5月1日施行） 化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量（T-N） 及びりん含有量（T-P）に係る第7次総量規 制基準

表 水質13 地下水調査井戸数

(1) 市町村別

(単位：本)

市町村名	概 況 調 査			汚染井戸周辺 地区調査	継続監視調査	合 計
	定点方式	ローリング方式	計			
大 分 市	0	10	10	0	9	19
別 府 市	0	0	0	0	1	1
中 津 市	1	1	2	0	4	6
日 田 市	2	1	3	0	1	4
佐 伯 市	3	2	5	3	2	10
臼 杵 市	0	1	1	0	1	2
津久見市	0	1	1	0	0	1
竹 田 市	3	0	3	0	0	3
豊後高田市	2	2	4	4	2	10
杵 築 市	1	1	2	0	0	2
宇 佐 市	1	2	3	0	5	8
豊後大野市	0	0	0	1	5	6
由 布 市	0	2	2	1	1	4
国 東 市	0	1	1	0	4	5
姫 島 村	0	0	0	0	0	0
日 出 町	0	0	0	0	0	0
九 重 町	0	0	0	0	0	0
玖 珠 町	1	1	2	0	0	2
合 計	14	25	39	9	35	83

(2) 測定機関別

(単位：本)

調査機関	概 況 調 査			汚染井戸周辺 地区調査	継続監視調査	合 計
	定点方式	ローリング方式	計			
大 分 県	11	15	26	9	26	61
国土交通省	3	0	3	0	0	3
大 分 市	0	10	10	0	9	19
合 計	14	25	39	9	35	83

表 水質14 地下水質調査結果

(1) 環境基準項目 (調査区分別)

(単位:本)

環境基準項目	環境基準値 (mg/L)	概況調査						汚染井戸周辺 地区調査			継続監視調査			合計		
		定点方式			ローリング方式			調査 井戸数	検出 井戸数	超過 井戸数	調査 井戸数	検出 井戸数	超過 井戸数	調査 井戸数	検出 井戸数	超過 井戸数
		調査 井戸数	検出 井戸数	超過 井戸数	調査 井戸数	検出 井戸数	超過 井戸数									
カドミウム	0.003以下	0	0	0	24	0	0	1	0	0	2	0	0	27	0	0
全シアン	検出されないこと	0	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	24	0	0
鉛	0.01以下	0	0	0	24	1	0	1	0	0	2	0	0	27	1	0
六価クロム	0.05以下	0	0	0	24	0	0	1	0	0	2	0	0	27	0	0
砒素	0.01以下	0	0	0	25	8	0	2	2	0	3	3	1	30	13	1
総水銀	0.0005以下	0	0	0	24	0	0	0	0	0	2	1	1	26	1	1
アルキル水銀	検出されないこと	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0
P C B	検出されないこと	0	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	24	0	0
ジクロロメタン	0.02以下	5	0	0	25	0	0	2	0	0	7	0	0	39	0	0
四塩化炭素	0.002以下	5	0	0	25	0	0	2	0	0	7	0	0	39	0	0
塩化ビニルモノマー※	0.002以下	1	0	0	10	0	0	0	0	0	7	5	3	18	5	3
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	5	0	0	25	0	0	2	0	0	7	0	0	39	0	0
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	5	0	0	25	0	0	2	0	0	14	0	0	46	0	0
1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	5	0	0	25	0	0	2	0	0	14	8	1	46	8	1
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	5	0	0	25	0	0	2	0	0	7	0	0	39	0	0
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	5	0	0	25	1	0	2	0	0	7	0	0	39	1	0
トリクロロエチレン	0.01以下	5	0	0	25	0	0	2	0	0	14	7	1	46	7	1
テトラクロロエチレン	0.01以下	5	3	0	25	0	0	2	0	0	8	7	4	40	10	4
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	6	0	0	25	0	0	2	0	0	7	0	0	40	0	0
チウラム	0.006以下	2	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	26	0	0
シマジン	0.003以下	2	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	26	0	0
チオベンカルブ	0.02以下	2	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	26	0	0
ベンゼン	0.01以下	5	0	0	25	0	0	2	0	0	7	0	0	39	0	0
セレン	0.01以下	1	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	25	0	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	14	12	0	25	23	0	9	9	0	28	25	7	76	69	7
ふっ素	0.8以下	6	6	0	25	7	0	5	5	0	15	10	1	51	28	1
ほう素	1以下	1	1	0	24	2	0	3	1	0	3	2	1	31	6	1
1,4-ジオキサン	0.05以下	1	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	25	0	0
総計		14	14	0	25	24	0	9	9	0	35	35	19	83	82	19

備考1 1,2-ジクロロエチレンは、シス-1,2-ジクロロエチレンとトランス-1,2-ジクロロエチレンの和

2 検出井戸とは、各物質ごとに、定量下限値以上の検出のあった井戸本数をいい、超過井戸本数を含む。

3 超過井戸とは、年間平均値が環境基準を超過したものをいう。

※ 塩化ビニルモノマーは、H29.4.1からクロロエチレンに項目名変更。

(2) 環境基準項目（用途別）

（単位：本）

		基準値 (単位：mg/L)	一般飲用井戸			その他の井戸			合計			
			調査 井戸数	検出 井戸数	超過 井戸数	調査 井戸数	検出 井戸数	超過 井戸数	調査 井戸数	検出 井戸数	超過 井戸数	
健 康 項 目	1	カドミウム	0.003以下	7	0	0	20	0	0	27	0	0
	2	全シアン	検出されないこと	7	0	0	17	0	0	24	0	0
	3	鉛	0.01以下	7	1	0	20	0	0	27	1	0
	4	六価クロム	0.05以下	7	0	0	20	0	0	27	0	0
	5	砒素	0.01以下	7	5	0	23	8	1	30	13	1
	6	総水銀	0.0005以下	7	0	0	19	1	1	26	1	1
	7	アルキル水銀	検出されないこと	0	0	0	1	0	0	1	0	0
	8	P C B	検出されないこと	7	0	0	17	0	0	24	0	0
	9	ジクロロメタン	0.02以下	8	0	0	31	0	0	39	0	0
	10	四塩化炭素	0.002以下	8	0	0	31	0	0	39	0	0
	11	塩化ビニルモノマー※	0.002以下	0	0	0	18	5	3	18	5	3
	12	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	8	0	0	31	0	0	39	0	0
	13	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	8	0	0	38	0	0	46	0	0
	14	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	8	0	0	38	8	1	46	8	1
	15	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	8	0	0	31	0	0	39	0	0
	16	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	8	0	0	31	1	0	39	1	0
	17	トリクロロエチレン	0.01以下	8	0	0	38	7	1	46	7	1
	18	テトラクロロエチレン	0.01以下	8	1	0	32	9	4	40	10	4
	19	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	8	0	0	32	0	0	40	0	0
	20	チウラム	0.006以下	7	0	0	19	0	0	26	0	0
	21	シマジン	0.003以下	7	0	0	19	0	0	26	0	0
	22	チオベンカルブ	0.02以下	7	0	0	19	0	0	26	0	0
	23	ベンゼン	0.01以下	8	0	0	31	0	0	39	0	0
	24	セレン	0.01以下	7	0	0	18	0	0	25	0	0
	25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	19	17	1	57	52	6	76	69	7
	26	ふっ素	0.8以下	13	7	1	38	21	0	51	28	1
	27	ほう素	1以下	10	2	0	21	4	1	31	6	1
	28	1,4-ジオキサン	0.05以下	7	0	0	18	0	0	25	0	0
総計			19	19	2	64	63	17	83	82	19	

※ 塩化ビニルモノマーは、H29.4.1からクロロエチレンに項目名変更。

(3) 要監視項目

(単位：本)

	指針値 (単位：mg/L)	飲用に供しているもの			その他の井戸			合計			
		調査 井戸数	検出 井戸数	超過 井戸数	調査 井戸数	検出 井戸数	超過 井戸数	調査 井戸数	検出 井戸数	超過 井戸数	
1	クロロホルム	0.06以下	8	0	0	30	0	0	38	0	0
2	1,2-ジクロロプロパン	0.06以下	8	0	0	30	0	0	38	0	0
3	p-ジクロロベンゼン	0.2以下	8	0	0	30	0	0	38	0	0
4	イソキサチオン	0.008以下	7	0	0	17	0	0	24	0	0
5	ダイアジノン	0.005以下	7	0	0	17	0	0	24	0	0
6	フェニトロチオン (MEP)	0.003以下	7	0	0	17	0	0	24	0	0
7	イソプロチオラン	0.04以下	7	0	0	17	0	0	24	0	0
8	オキシ銅 (有機銅)	0.04以下	7	0	0	17	0	0	24	0	0
9	クロロタロニル (TPN)	0.05以下	7	0	0	17	0	0	24	0	0
10	プロピザミド	0.008以下	7	0	0	17	0	0	24	0	0
11	E P N	0.006以下	7	0	0	17	0	0	24	0	0
12	ジクロロボス (DDVP)	0.008以下	7	0	0	17	0	0	24	0	0
13	フェノブカルブ (BPMC)	0.03以下	7	0	0	17	0	0	24	0	0
14	イプロベンホス (IBP)	0.008以下	7	0	0	17	0	0	24	0	0
15	クロロニトロフェン (CNP)	-	7	0	0	17	0	0	24	0	0
16	トルエン	0.6以下	8	0	0	30	0	0	38	0	0
17	キシレン	0.4以下	8	0	0	30	0	0	38	0	0
18	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06以下	7	0	0	17	0	0	24	0	0
19	ニッケル	-	7	0	0	20	0	0	27	0	0
20	モリブデン	0.07以下	7	0	0	17	0	0	24	0	0
21	アンチモン	0.02以下	7	0	0	17	0	0	24	0	0
22	エピクロロヒドリン	0.0004以下	0	0	0	10	0	0	10	0	0
23	全マンガン	0.2以下	7	2	1	20	4	3	27	6	4
24	ウラン	0.002以下	7	0	0	17	4	1	24	4	1
総計			8	2	1	30	7	4	38	9	5

表 水質15 総量削減計画の概要(COD、窒素含有量及びりん含有量)

(単位：トン/日)

COD	第1次		第2次		第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次	
	54年度	59年度	59年度	64年度	元年度	6年度	6年度	11年度	11年度	16年度	16年度	21年度	21年度	26年度	26年度	31年度
	現状 負荷量	削減 目標量	現状 負荷量	削減 目標量	現状 負荷量	削減 目標量	現状 負荷量	削減 目標量	現状 負荷量	削減 目標量	現状 負荷量	削減 目標量	現状 負荷量	削減 目標量	現状 負荷量	削減 目標量
生活排水	21	(22)	21	19	19	17	19	17	18	16	16	15	14	13	13	12
産業排水	29	(56)	31	30	29	27	25	25	22	22	17	17	13	13	14	14
その他	8	(7)	8	8	7	7	7	7	6	6	5	5	6	6	5	5
総量	58	(85)	60	57	55	51	51	49	46	44	38	37	33	32	32	31

注：() 内は、計画ベースの値である。

(単位：トン/日)

(単位：トン/日)

窒素 含有量	第5次		第6次		第7次		第8次		りん 含有量	第5次		第6次		第7次		第8次	
	11年度	16年度	16年度	21年度	21年度	26年度	26年度	31年度		11年度	16年度	16年度	21年度	21年度	26年度	26年度	31年度
	現状 負荷量	削減 目標量	現状 負荷量	削減 目標量	現状 負荷量	削減 目標量	現状 負荷量	削減 目標量		現状 負荷量	削減 目標量	現状 負荷量	削減 目標量	現状 負荷量	削減 目標量	現状 負荷量	削減 目標量
生活排水	11	10	11	10	10	10	8	8	生活排水	0.8	0.7	0.7	0.6	0.7	0.6	0.7	0.6
産業排水	8	8	6	6	6	6	7	7	産業排水	0.8	0.8	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5
その他	22	21	16	16	18	17	18	18	その他	1.0	1.0	1.0	1.0	1.4	1.3	1.2	1.2
総量	41	39	33	32	34	33	33	33	総量	2.6	2.5	2.3	2.2	2.6	2.4	2.4	2.3